



北海道地方最低賃金審議会  
会長 加藤 智章 様

## 2019年度北海道最低賃金大幅引き上の要請

此處、北海道には賃金が低廉であり複数の会社で働くを得ない労働者が増えています。雇用契約の期間に定めがあり将来生活を描くことのできない労働者が増えています。低廉な賃金と短期の雇用期間を苦にして「家庭生活」を諦める労働者も増えています。自分ひとり生かすのがやっとという労働者も増えています。

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。また、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」と定めています。そして最低賃金法第1条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の資質向上と事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。

この三つの法律から、今の北海道に増えつつある「低廉な賃金と短期の雇用期間を苦にして「家庭生活」を諦める労働者、自分ひとり生かすのがやっとという労働者」というもの想像できるでしょうか。全ての国民が、この三つの法律を忠実に履行すればこのような事態にはなり得ないです。

上場企業の内部留保が500兆円に達しようとするところ、生活保護者の増加が若年層にまで広がっています。この三つの法律が全く機能していない証です。特に最低賃金法に至っては、そこに定める賃金の最低額が憲法第25条の描く国民の権利を確保できていないことに、全くの無抵抗です。最低賃金法に基づき設置される審議が全く機能していないことの証しです。

最低賃金を特に北海道の最低賃金を審議する会議体あっては、現在の北海道で働き生活する労働者の最低賃金を生活維持可能な水準とするよう決意されるよう、すなわち時間単価として1500円以上とするよう強く求めます。

以上

2019年7月11日

団体名

札幌地区ユニオン

代表者

代表 熊谷 敏昭

